

仕 様 書

1 契約名称

学校給食共同調理場廃油売り払い（単価契約）

2 年間売払予定量

30,000リットル程度（献立の内容により売払予定量は変動します。）

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

4 回収場所

施設名称	住所	保管方法	回収回数
北部学校給食共同調理場	安城市池浦町曲尺手65	18L缶	50回～60回/ 年
※令和3年9月以降	安城市新田町吉池71	タンク	
中部学校給食共同調理場	安城市福釜町笠松1	タンク	
南部学校給食共同調理場	安城市和泉町南梶25	タンク	

5 引渡方法

- （1）引渡は、調理場からの指示によるものとし、原則、北部学校給食共同調理場は廃油の入った容器（18L缶に7割程度入っている）ごとに、北部学校給食共同調理場（令和3年9月以降）、中部学校給食共同調理場、南部学校給食共同調理場は、タンクから廃油をポンプにて抜き取り回収する。各調理場の廃油抜き取り口の形状を事前に確認のうえ、対応すること。
- （2）回収した廃油は、適正に再資源化行うこと。回収や再資源化の際に生じる残渣や容器は適正に処理すること。
- （3）引渡日及び引渡時間は、調理場からの指示によるものとする。指示は、回収日の3日前までに行う。

6 廃油回収報告

買受人は、月毎に集計し廃油回収量を発注者に報告しなければならない。

7 その他

- （1）物品を引き取る時は、調理場職員の指示に従って行うものとする。
- （2）調理場が教育施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう回収を行うこと。
- （3）廃油が飛散又は流出することはないように注意し、迅速・丁寧に運搬すること。
- （4）契約の履行に当たっては、消防法、労働基準法、道路交通法等関係法令を遵守すること。
- （5）この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。